

(別紙2)

青森県園芸用ガラス室の設計及び施工に関する  
誓 約 書

設計者は、青森県園芸用ガラス室の安全確保に関する指導指針第4の2の規定により、別添の構造計算書によって下記の園芸用ガラス室の安全性を確認したことを証明します。

建築主は、施設竣工時に適合確認を受けた施設を、指導指針に沿って維持管理することを誓約します。

記

- ・園芸用ガラス室の所在地：
- ・園芸用ガラス室の名称：

農林水産部長 殿

令和 年 月 日

申請者 建築主  
設計者